

令和2年度第2回総会（月例）議事録

日 時	令和2年5月28日（木） 午前10時開会																										
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																										
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 浩一</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>室屋 智美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 浩一	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	鳥丸 俊秀	永尾 寛	福永 大悟	堀之内 薫		上四元 正昭		豊留 辰男		中村 秀彦		室屋 智美		飯屋 幸孝		弟子丸 宗一		鳩宿 隆雄		横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																										
有村 浩一	岩元 節朗																										
園山 一則	堂免 修																										
鳥丸 俊秀	永尾 寛																										
福永 大悟	堀之内 薫																										
	上四元 正昭																										
	豊留 辰男																										
	中村 秀彦																										
	室屋 智美																										
	飯屋 幸孝																										
	弟子丸 宗一																										
	鳩宿 隆雄																										
	横峯 明人																										
欠席委員 （1名）	有村 伊智博																										
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 新地</p> <p>支局主任 溝川</p> <p>専門員 井上、矢崎</p> <p>主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口</p> <p>主 任 鮫島、山本、平川</p>																										
農政総務課	技 師 遠矢																										
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 9 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 																										
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																										

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村伊智博委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、弟子丸委員、中村委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 6 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：相手要望、譲受理由：規模拡大、権利の種別：所有権移 転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、1 2 番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 6 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 6 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 3ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：車両置場373.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…本人畑、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ～7ページ 12件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場869.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…宅地、他人田、西…里道、南…水路、北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、資材置場981.00㎡、東…宅地、雑種地、西…河川管理道路、南…宅地、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟152.19㎡、庭敷地等225.81㎡、東・南・北…貸人畑、西…貸人畑、市道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>雨水につきましては、敷地内の東側に設置している側溝から国道側溝へ流します。</p> <p>番号4号、建売住宅2棟189.63㎡、庭敷地等297.37㎡、東…他人田、雑種地、西…里道、南…雑種地、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、住家1棟57.96㎡、庭敷地等107.04㎡、東…渡人畑、西…他人畑、南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、貸資材置場1,600.00㎡、東…宅地、西…宅地、他人畑、南・北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、太陽光発電1,265.00㎡、東…国道、西…宅地、他人畑、南…宅地、北…宅地、渡人畑、境界…防護柵、雨水…自然流下、地上権、有償。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、吉田支所から、南東へ約200mに位置する第3種農地に該当します。</p> <p>受人は申請地に20年間の有償による地上権を設定し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力を賄うことになります。</p> <p>なお、九州経済産業局から発電設備認定の通知を令和2年2月3日に、九州電力との系統連系に係る契約を令和元年11月19日に受けております。</p> <p>なお、地上権については、事務局から説明します。</p> <p>以上です。</p>

吉田支局	<p>番号7の地上権について補足説明します。</p> <p>建物などを建てるために地代を払って他人から土地を借りる権利を借地権といいますが、</p> <p>借地権には賃借権と地上権の2つがあります。</p> <p>賃借権は債権で、特定の人にある要求をする権利で第三者には権利を主張できない相対的な請求権です。</p> <p>一方、地上権は所有権と同様に物権で、すべての人に対して権利を主張できる絶対的な財産支配権であることから、所有者が変わっても、新しい所有者にも対抗、継続できます。</p> <p>つまり、土地の所有者が土地を第三者に譲渡する場合は、賃借人は新しい所有者には賃借権を主張できませんが、地上権の場合ではできます。</p> <p>また、賃借権の場合、賃借人は第三者に工作物などを売却する時は、地主の承諾が必要ですが、地上権の場合は、自由に売却や転貸などをすることができます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、資材置場179.00㎡、東…宅地、西…貸人田、私道、南…他人田、北…宅地、貸人田、境界…土留、雨水…自然流下、使用賃借権、一時転用期間 令和2年6月1日から令和2年9月30日。</p> <p>番号9号、宅地分譲1, 710.00㎡、東…宅地、私道、西…市道、南…宅地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅4棟269.94㎡、法面107.00㎡、庭敷地等760.97㎡、東…農道、西・北…宅地、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.5kmに位置する第1種農地の特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は鹿児島市で不動産建築業を営む法人で、今回申請地を取得し、建売住宅4棟を建築するものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号11号、駐車場128.00㎡、東・南・北…市道、西…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、駐車場106.70㎡、通路170.08㎡、法面等42.22㎡、東…里道、西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号10号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地の番号10号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</p> <p>8ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>9ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、檜、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、檜、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」3件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>10ページ～32ページ 42件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>11ページ、番号1号につきましては、1番委員自身が、32ページ、番号42号につきましては、11番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1番委員、11番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、1番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1番委員離席後)</p> <p>それでは、番号1号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の11ページをお願いします。</p> <p>番号の1号、地目、現況ともに田、面積は計533㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。令和2年5月29日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号1号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1番委員におかれましては、ご着席をお願いします。11番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1番委員着席、11番委員離席後)</p> <p>それでは、番号42号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の32ページをお願いします。 番号の42号、地目は田、現況は畑、面積は計556㎡、権利の種類は賃借権、区分：新規。令和2年5月29日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号42号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、11番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(11番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの40件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の10ページをお願いします。</p> <p>「議案第6号」、令和2年5月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>賃借権、27件、51筆、52,248㎡。</p> <p>使用貸借権、15件、21筆、12,068㎡。</p> <p>合計、42件、72筆、64,316㎡です。</p> <p>なお、資料の11ページ～32ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料2 2件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、喜入、16番委員をお願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、木材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町湊田地区にあり、喜入支所から南西へ約1kmに位置し、東側は雑種地、他人畑、西側は他人畑、里道、南側は里道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、5番委員をお願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町伏野地区にあり、松元支所から北東へ約 3 k m に位置し、東・北側は他人畑、西側は宅地、南側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」 2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 8. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</p> <p>別冊資料 3 75 件</p>	
議 長	<p>次に、議題 8. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 3 です。</p> <p>まず、本局、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>調査筆数：3 筆、現況確認日：令和 2 年 4 月 1 7 日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。3 ページです。</p> <p>調査筆数：5 筆、現況確認日：令和 2 年 4 月 1 7 日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：令和2年4月23日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・コサン竹・ゴキ竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和2年4月15日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木自然繁茂、現況山林により非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
17 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和2年4月15日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：2筆、現況確認日：令和2年4月14日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
19 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：14筆、現況確認日：令和2年4月15日、農地・非農地の判断結果：杉、雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：令和2年4月22日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、真竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：12筆、現況確認日：令和2年4月20日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、真竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。11ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和2年4月22日、農地・非農地の判断結果：杉、コサン竹・ゴキ竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」75件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<p>議題9. 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 別冊資料4</p>	
議 長	<p>次に、議題9.「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この「点検・評価」につきましては、今年度より、6月5日に全国農業会議所にデータを提出、6月30日に全国農業会議所ホームページ上に他市町村分とともに公表することになりましたので、本日の総会において、ご承認いただいた後、提出することといたします。</p> <p>また、記載する実績数値等につきましては、市農林水産部から県に報告している数値と整合を取るようしております。</p> <p>なお、平成31年3月現在の現状及び課題につきましては、昨年、ご説明申し上げました「元年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。</p>

平成31年4月1日現在の「農業委員会の状況」でございますが、「1 農業の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」は、昨年、ご説明申し上げました、「元年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、2ページをお開きください。

「担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「2 元年度の目標及び実績」につきましては、集積目標 469.5ha、集積実績 423.8ha、うち新規実績 4.5ha、達成状況 90.3%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、3ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 元年度の目標及び実績」について説明します。

参入目標 30経営体9.4ha、参入実績 16経営体6.7ha、達成状況参入数 53.3%、参入面積 71.3%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開きください。

「4 遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2 令和元年度の目標及び実績」につきましては、解消目標 28ha、解消実績 △7.0ha、達成状況△25.0%となっております。

ちなみに、3条申請等による解消面積は、9.7haでした。

前年度の遊休農地面積561.5haに対し、今年度の遊休農地面積は568.5ha、遊休農地の面積は7.0ha増でした。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、5ページをご覧ください。

「5 違反転用への適正な対応」のうち、「2 令和元年度実績」につきましては、農地パトロール時の違反転用は、ございませんでした。

「3 活動計画・実績及び評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお開きください。

「6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」のうち、「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数 112件、うち許可 112件、不許可 0件 となっております。

点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

「2 農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数 229件

点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は、26法人となっております。

点検項目及び実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

「4 情報の提供等」のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、240件、公表時期は、令和元年12月となっており、市ホームページの掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布し、農家等へ情報提供を行いました。

「農地の権利移動等の状況把握」及び「農地台帳の整備」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページをお開きください。

「7 地域農業者等からの要望・意見」につきましては、市及び国へ、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見として提出いたしました。

「8 事務の実施状況の公表等」につきましては、市のホームページに公表しております。

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の説明を終わりました、引き続き「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明申し上げます。

この「目標・活動計画」につきましても、6月5日提出、6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、ご承認いただいた後、全国農業会議所へ報告し、ホームページにて公表します。

それでは9ページをお開きください。

令和2年4月1日現在の「農業委員会の状況」のうち、中ほどの表をご覧ください。

耕地面積計 3,180ha、経営耕地面積計 1,481ha、遊休農地面積計 568.5ha、農地台帳面積計 3,180haとなっております。

「農家等の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「1 現状・課題」につきましては、管内の農地面積は、3,180ha、これまでの集積面積は、419.2ha、集積率は、13.2%となっており、課題として、「土地条件が悪いところが多く、担い手農家への集積が進まない」状況があります。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」につきましては、目標を、集積面積 469.2ha、うち新規集積面積 50.0haとします。

また、活動計画は、遊休農地バンク情報を市農政部局と共有するとともに戸別訪問や、農地の出し手、受け手の情報等をもとに、結び付けや新たな掘り起こし活動の強化、利用権設定等の推進、また、地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。

次に、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 令和2年度の目標及び活動計画」につきましては、参入目標を、30経営体、9.4haとします。

また、活動計画は、意欲のある農業者の情報収集を行い、市農政部局と連携し新規就農者等の指導・助言にあたり、農地利用最適化推進活動や年間を通じて地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。

最後に、11ページをご覧ください。

「4 遊休農地に関する措置」のうち、「1 現状・課題」につきましては、管内の農地面積は、3,748.5ha、遊休農地面積は、568.5ha、割合は、15.2%となっております。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」につきましては、遊休農地の解消面積 28.0haとし、遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指します。

	<p>なお、農地の利用状況及び意向調査等の活動計画につきましては、お目通しください。</p> <p>次に、「5 違反転用への適正な対応」のうち、「1 現状・課題」につきましては、</p> <p>管内の農地面積 3,180ha、違反転用面積 0haとなっております。</p> <p>「2 活動計画」につきましては、8月と9月に農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見、早期是正指導に努めるとともに、農地利用状況調査等による監視活動の強化や農業委員会だよりにより、農業者等へ周知し、啓発を行ってまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>9ページですが、耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積とありますが、経営耕地面積が、計に1,481haとありますね。この耕地面積、経営耕地面積というのは、どういうふうに考えたらいいですか。どういう意味があるのですか。</p>
事 務 局	<p>只今の、耕地面積、経営耕地面積についてでございますが、こちらの方は、基礎となる統計の操作方法が異なっておりまして、まず、耕地面積の方が、農林水産省が行った、作付面積統計における調査結果の面積を記入することとでございますので、その面積を記入しております。次に、経営耕地面積でございますが、こちらの方は、農林業センサスの規則に基づいて、5年に一度調査をするものでございますが、直近の数字は、平成27年に実施された農林業センサスでございます。農林業センサスに基づいた面積、すなわち、経営耕地面積は、1,481haとなっております。なお、この経営耕地面積につきましては、田、畑の区分はございませんので、斜線とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
9 番 委 員	<p>鹿児島市農業委員会の農地台帳の面積というのは、いくらになりますか。</p>
事 務 局	<p>こちらの方ですが、一昨年、県の方から、経営耕地面積と農地台帳面積の方は、同一の数字を書いて下さいという指摘がございましたので、農地台帳面積の方を3,180haの数字とさせていただきますところでございます。</p> <p>以上です。</p>

9 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>農地の面積について、いろいろな統計があって、いったいどれを基準にして政策を立てればいいのかというのは、非常にあいまいでわからないと私は思っております。</p> <p>それから、10ページのこれまでの集積面積、集積率は13.2%となっておりますが、農林水産省の統計を出すわけですけど、その際の最終的な目標と言いますか、それは、担い手に80%を集積したいというわけですが、これに対する集積率というのが、13.2%と。現在、全国の集積率は50%というふうに言われていますが、それに対応する数字なのかどうかをお知らせ下さい。</p>
事 務 局	<p>直近の国の集積率の推移については、先程、9番委員がご指摘したとおり、全体の集積率は、56.2%となっております。10ページに書いてある集積率というのは、この統計と同じ項目でございます。当市については、13.2%の集積率ということでございます。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>農林業センサスの経営面積と耕地面積が違うのは、農林業センサスの耕地面積は、調査員が農家を回って、農家が申告した面積で、集計方法がそれぞれ違うので、数字も異なるんですよ。</p> <p>ほかに、何かありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>令和元年も令和2年も農林業センサスの農家戸数は、一緒なんですけど、先程事務局から、平成27年を利用しているということでしたので、こここのところに、括弧書きでいいので、農林業センサス（H27）というのがあれば、わかりやすいなと思います。確か、昨年農林業センサスは調査をしたのですが、まだ結果は出ていないのですか。</p>
議 長	<p>今年の2月にしたばかりです。</p>
事 務 局	<p>まだ、結果は出ていません。</p>
7 番 委 員	<p>管内をよく農家を廻るのですが、農家台帳には載っているけど、住宅がない、人が住んでいない、私はもう農業をやめたというのを、私が廻っている中で4割位、農業をやめた、後継者はいないというのがあります。そういう意味で、この数字は、もっと減っているのではないかなと思います。調査年を記入してもらえませんかという要望です。</p>

議	長 要望ですね。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題9. 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。
---	---

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 33ページ～34ページ 5件	
議 長	次に、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	資料の33ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。 今回の届出件数は、5件、登記地目別では、田0筆、0㎡、畑6筆5,628㎡ その他0筆、0㎡、計6筆、5,628㎡。 「取得した事由」は、「相続」が5件、「権利の種類」は、所有権が5件。 「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が0件、無が5件です。 次の34ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします。
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 35ページ～39ページ 10件	
事 務 局	次に、35ページをお開きください。 報告事項2、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。 第4条関係は、「一般住宅」1件、「店舗等」1件で、合計2件です。 36ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。 元に返っていただき35ページをお願いします。 第5条関係は、上から順に「一般住宅」7件、「その他」1件で、合計8件です。 資料の37ページ～39ページは、第5条の届出の内容です。 お目通しをお願いいたします。
3. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
議 長	次に、報告事項3「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>報告事項3 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の3月分については、訪問戸数140戸、うち不在25戸、調査回答戸数118戸、貸出希望9戸210.82アール、借入希望1戸50.00アール、貸出実績、借入実績及び中間管理事業活用実績は、ともにありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,656戸、うち不在240戸、調査回答戸数3,407戸、貸出希望187戸4,126.87アール、借入希望38戸1,859.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績7戸78.98アール、中間管理事業活用実績46.17アール。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・令和2年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月26日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
11番委員	<p>重要と書いてある書類が同封されていましたが、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回、総会資料に重要事項ということで、文書を同封しておりましたが、内容を申し上げますと、例年実施している合同委員会、本年につきましては、6月8日を予定しておりましたが、感染予防の観点から、先日運営連絡会で協議した結果、今年度は、農業委員、推進委員が一度に会したスタイルを取るのではなく、各地区推進協議会を通じて、分散して開催しようということになりました。このようなことというのは、過去に例のないことでしたので、重要という付箋を貼りましてご案内をさせていただいたところでございます。なお、各地区推進協議会でお示しする資料につきましては、明日、事務局の方から発送を予定しております。各地区推進協議会の当日は、その資料をお持ちになって、お越しいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	「貸したい」「借りたい」総点検活動の方も説明をお願いします。
事 務 局	<p>合同委員会の分散開催とは別に、現在、鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動が、休止の状態になっております。これは、4月9日に皆さんに通知しまして、それ以降休止になっておりましたが、今月21日の運営連絡会の方に諮りまして、6月1日から活動を再開しようということになりましたので、よろしくをお願いします。今、お手元に未調査の資料等がある委員の方におかれましては、1日から活動を再開して下さい。4月9日以前にたまたま活動が終了していて、手元に調査資料等がない委員の方におかれましては、次回の地区推進協議会で、各支局の方からご案内があるかと思うので、その資料を受領後、順次再開をしていただければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時）</p>

